

議案第114号

和解について（福祉局関係）

詐害行為取消等請求控訴事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
<p>1 控 訴 人 大阪市ほか 3名 被控訴人 医療法人若 葉会 利害関係人 豊川栄子 こと高榮 子</p> <p>2 大阪高等裁判所 平成31年（ネ）第893号 詐害行為取消等請求控 訴事件</p>	<p>大阪府堺市において訴外人が開設した新金岡豊川総合病院は、生活保護法等に基づく診療報酬の加算を受けるために必要な看護補助者の配置基準を満たしていないにもかかわらず当該加算をされた額を請求する等して、本市から診療報酬金121,352,191円を過大に受領していたことが判明したことから、本市は訴外人に対し、当該診療報酬相当額の損害賠償等を求めていたところ、訴外人及び被控訴人は、本市を害することを知りながら同病院に係る不動産及び営業権の譲渡契約を締結し、同病院に係る不動産の所有権及び営業権を被控訴人に移転させた。</p> <p>これに対し、本市は、金121,352,191円の範囲で当該譲渡契約を取り消すことを求めるとともに、被控訴人に対し上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求</p>

める訴えを提起していたが、平成31年3月1日に本市の請求を棄却する判決があり、同判決に不服があるので本市が控訴を提起していたところ、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

2 和解の要旨

被控訴人及び利害関係人は、本市に対し、金4,934,820円を支払う。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

詐欺行為取消等請求控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。